

子どもの虐待から守るため—保護から支援へ—

藤林 武史

福岡市こども総合相談センター

2016年改正児童福祉法は、家庭養育優先原則を掲げ、子どもが家庭で心身ともに健やかに養育されるよう保護者を支援することを明確にした。「保護」から「支援」へのパラダイム変換である。ところが、2018年から2019年にかけて全国的な児童虐待死亡事件が大きく報道され、リスクがある家庭は、警察とも連携しながらすみやかに保護すべきという風潮を感じる。果たして、虐待リスクのある家庭の子どもをいち早く発見して保護することが、虐待問題の解決になるのだろうか。そもそも虐待死亡事件に共通する問題は、在宅支援の中身やモニターのあり方であった。そうすると在宅支援のあり方が問われるべきではないか。在宅支援を効果的に提供するためには、以下の3つの課題が重要であると考えられる。一つ目は、適切なアセスメントである。アメリカの区分対応システムの研究者である畠山は、アセスメントについて、セーフティとリスクの二つを区別することを提唱している。子どもに対して具体的な危険が差し迫って起こる可能性があるかどうか、子どもの安全確保のために使用するものをセーフティアセスメントと呼ぶ。一方、将来、子どもに危害を与える出来事が起こる可能性をリスクアセスメントと呼ぶ。後者は、支援によって緩和・軽減が可能となるので、保護ではなく支援を提供するために使用される。また、在宅支援においては、リスクだけに注目するのではなく、家族が持つストレスやレジリエンスにも注目し、リスクアセスメントとニーズアセスメントの両方に基づいた在宅支援の具体的なプランニングが重要である。二つ目は、在宅支援を提供する枠組みである。要支援・要保護性の段階に応じて、保護者と支援を提供する主体との間の任意の契約による支援、児童相談所の指導措置といった行政処分としての支援、家庭裁判所における保護者指導勧告制度を活用する支援、以上の3類型に大きく分けられる。家庭に支援を提供するにあたって、どのタイプの法的枠組みを活用するか、児童相談所や市町村の判断が重要となる。三つ目は、在宅支援提供のあり方である。法的枠組みを児童相談所や家庭裁判所が設定するとしても、支援を提供する主体は、市町村、民間機関、医療機関等どこからでも可能である。定期的なモニターによるリスクのコントロールを行いながら、ニーズアセスメントに沿った、必要十分な在宅支援サービスを供給できる体制づくりが重要である。